

366.1
Ku91

近獨逸國における労働政策の諸問題
楠原労働政策研究所編

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

9
2

楠原労働政策研究所長 楠原祖一郎 調査

以印刷代際寫

最近獨逸國における労働政策の諸問題

一般戦時工業力の發展と新労働政策の概観

[221]

非賣品

京都 楠原労働政策研究所發行

謹んで新年のお祝詞を申し上げます

本年は大東亞戦争も愈々三年を迎へ戦局は益々苛烈を加へて参りました。彼我の決戦は正に目前に迫らんとしてをります。この秋銃後産業人たるものは總力を擧げて産業力の増強に努めなければなりません。而して生産力の戦争は努力の戦争でもあります。その爲に吾人は益々勞務對策の緊急性を認識し全事業場を擧げてこれが整備擴充に努力しなければならぬと存じます。

本所は本年も微力乍ら這般の研究に調査に最大の努力を捧げ會員各位の御要望に應へる覺悟であります。

年頭に際し一言御挨拶旁々昨年中の御援助を謝し、尙本年も一層の御指導と御援助を御願申上げるもともに各位の御健闘を念じて息みません。

皇紀二六〇四年一月元旦

風光明朗なる京都東山大字山麓の書室にて

楠原労働政策研究所長

楠原祖一郎 謹言

最近獨逸國における労働政策の諸問題

楠原労働政策研究所調査

本資料内容目次

- 一 獨逸動員労働者は既に豫定の三倍
 - 二 天地的組織力で全資源全人口を再編成
 - 三 強化された獨逸の管備體制（フォン・ミルバツハ氏）
 - 四 獨逸における勞務管理と労働條件（飯島陸軍大佐）
 - 五 完全に戦力化する工業労働力の實質
 - 六 最近における獨逸生産戦の全貌
- 以上

一、獨逸動員労働者は既に豫定の三倍

一九四四年二月十三日はドイツ宣傳省の創設十周年記念日に當るのでゲツベルス宣傳相は、外人記者團を同省大廣間に招き二時間餘にわたり會談した。この日の質問は英機の獨都市空襲に對する對策如何といふことからはじまつたが、さすがに議論の重點は現在ドイツの輿論になつてゐる歐洲のポリシエヴイズム防衛戦と、戦後の新秩序の問題におかれゲツベルス宣傳相は「今日中立國でポリシエヴイズムの脅威を切實に感ぜず、むしろドイツの強大化することに恐れを抱いてゐるものがあるが、假に東部戰場で赤軍がワルソーあたりまで進出して來たとしたら、もつとポリシ



366.1
KU91



エヴィズムの危険を認識するだらう」とドイツが歐洲全體のために戦つてゐる事實を強調「一たん歐洲大陸が赤化するとなつたらポリシェヴィズムは英佛海峡を渡つて英國にも侵入するだらう」といふ持論を披瀝、ドイツの戦後に期してゐる歐洲新秩序については、各國民それぞれの政治的構成的尊重することを力説した。

現在進行中のドイツ國民労働總動員についても「豫期以上の効果ををさめ、ことに動員労働者の数はすでに豫定の三倍に上り、これを占領地の労働者動員と合せて労働力、人的資源の點、それから原料の點で決して米英側に負けてゐない」ことを強調し、最後にヒットラー總統の健康については「余は數日前に大本營で總統に會つて來たばかりだが、精神的にも肉體的にも總統は極めて健康で、かれこれ敵側でいつてゐるのは根も葉もない宣傳である」と答へた。働くドイツの女性、楽しい散策の一時、スターリングラードに於ける光榮ある全滅から未だ日が経つてゐない喪の日によつて肅然と男達の最後を見守つたドイツの若い女性たちは、悲壯な復讐の念を國內に於ける生産戦への挺身に具現した。幾萬の、幾十萬のドイツ女性が、かれらの愛する夫に代り、兄弟にとつて代つて工場へ職場へ入つて行つたことだらう。

輝かしい陽光に、大敵々冬將軍々の消え去る時も來た。工場のお午休みのひと時、散歩しながら彼女達は決意をこめて語り合ふ——男達の強い反攻をくも、ぢきにその春々がやつてくるであらう。

二、天才的組織力で全資源、全人口を再編成

前述の如く二月十八日のゲッベルス獨宣傳相の歴史的演説と、二月二十四日のヒットラー總統のドイツ國民に對する布告は、東部戦線の狀況が極めて重大化してゐること、ドイツがドイツ自身のみでなく、ヨーロッパの總力を擧げ

てボルシェヴィズムの脅威を克服すべく、異常なる決意を固めてゐることを何人の目にも明瞭ならしめた。先般ドイツで公布された全國民勞務令に基づく申告は、三月一日をもつて終り、また軍事的必要性のない各種施設の縮小閉鎖は三月十五日までに終り、今やドイツは悲壯なる覺悟をもつて國家の總力を結集、一切を擧げて最後の勝利達成へ邁進しつつある。今回ヒットラー總統によつて、ドイツ資源總動員の一切を委せられたワルター・フォン・ウンルー將軍は、昨年二月二十日新聞に聲明書を發表し、ドイツ國內で手放し得られる身體強健なる男子は、一人残らず戦線に行かねばならず、また軍需産業に使用し得られる婦人は一人残らず國內戦線に動員されるであらう」と言明し、男子は戦線へ、女子は軍需産業へと簡明直截に國民の總力結集の目標を示した。かくてドイツでは夏季攻勢をめざして極めて組織的にして、大規模なる人間力の置替作業が行はれつつあり、ドイツ國民の生活は完全に戦時色一色に塗り潰されんとしてゐる。すなはち最近のドイツ側報導のうちからその一例を拾へば、今回閉鎖されることになつたベルリンの大百貨店の女店員四百名と商店、會社の従業女店員九百名は、ベルリンの地下鐵およびバスの車掌として使用されることとなり、従來の男子従業員千名は軍務に召集されることとなつた。

一、二月十一日公布の法令によると、中等學校生徒は今後ドイツ空軍の補助員として使用されることとなつたが、右措置はすでに一九二六年九月乃至一九二七年九月生れの全中等學生が右の目的に召集された。これら生徒は高射砲隊、信號部隊、海軍防空部隊補助員などに使用されるはずである。

一、人員節約のためドイツの新聞および雑誌の若干は閉鎖され、雑誌は大體三分の二ぐらゐる整理された。

ドイツ經濟相フンク博士は去る二月十六日ベルリンで開かれたドイツ宣傳關係指導者の會合の席上、今回の全動員計畫を説明したのちドイツ國民がこれら種々の措置に對して反對するどころか、實際に政府を鞭撻してゐる事實を指

四
摘し、全國民の協力に對し謝意を表した。かくてドイツ全國を包む異常なる決意を背景に、夏季攻勢に對するドイツの準備は、あらゆる方面において強力に推進められつゝある。例へば軍需生産をとつてみるに、これについては去る二月下旬フランケン・ブラッセンブルグで、全國の軍需産業關係専門家百四十名參集のもとに開かれた、會議の席上ドイツ軍需相シュベア氏は「余の手許に集つた報告によると、ドイツの軍需資材生産は順調に進捗しつゝある。軍需産業の多數部門において生産額は大いに増加したが、それとともに原料品の消費を合理的なる範圍に止めるやう、最大の注意が拂はれてゐる。かくてある特別な武器の例をとると、その生産額は三倍に増加したが、鋼鐵の割當額は三十パーセント増加したにすぎない」と報告してゐる。

右に述べたごとく最後の勝利達成に對する全ドイツの異常なる決意と努力は、目下全歐洲に至大なる反響を卷起しつゝあり、同盟國はもとより獨軍占領國もその總力を擧げてドイツを支援せんとしつゝある。ボルシェヴィズムによる歐洲の脅威を指摘したドイツの諸指導者の警鐘に對し、ヨーロッパ各國がいかなる反應を示しつゝあるかは次に引用するフランス首相ラヴァル氏と、スウェーデンの世界的探検家スヴェン・ヘーデン氏の最近の談話からも一端を知り得るであらう。すなはちラヴァル首相は去年二月二十三日フランス占領地と非占領地間の境界撤廢、その他當面の政策を新聞記者團に説明するにあつて、余は常に共產主義の危険を知つてゐたが、余は現在この危険は過去の如何なる時期よりも大であると感ずる。ソ聯は目下異常なる努力を行ひつゝあるが、余はドイツとその背後に結集するヨーロッパ諸國が、ソ聯の進撃に對し効果的なる抵抗を行ふことを確信する。萬一これが實現しなければ全歐洲は共產主義の危険に曝されるであらうと述べ、スヴェン・ヘーデン氏は同じく二月二十三日ストックホルム新聞に一文を寄せて曰く、「萬一ソ聯がドイツに對して勝利をさめるごときことがあれば、ソ聯は中部ヨーロッパの諸國を征服する

のみでなく、必ずやロシアニア、ラトヴィア、エストニア、フィンランドを併合するであらう。かゝる場合スウェーデンとフィンランドの國境にはソ聯の有力部隊が駐屯することにならう。ドイツこそは西歐文明を、ソ聯による完全なる破壊から救ひ得る唯一の國である」と喝破してゐる。目下ドイツの任務はドイツ國內の徹底的再編成と、かゝる燃え上る力を組織してヨーロッパ諸國の全資源と、全人口を如何にして計畫的に編成し、最後の勝利達成に資せんとするかにある。これが如何に大規模のものであるかはヨーロッパ諸國のうち、ドイツの同盟國および被占領國の最近の全人口を集計するに、フランスの四千九百九十萬からエストニア百十三萬にいたるまで合して、一億七千三百萬に達する事實をもつても明らかである。

各國人口を列擧すれば、フランスの次は舊ポーランド(三千四百七十八萬)ルーマニア(千九百六十四萬)舊ユーゴスラヴィア(千五百四十萬)ハンガリア(千八十八萬、たゞし一九三七年の數字)オランダ(八百六十四萬)ベルギー(八百三十六萬)ギリシア(六百九十三萬)ブルガリア(六百三十一萬)などの順で、残りは人口四百萬以下の小國である。

こゝでフランスを中心として、最近の歐洲諸國の對獨協力政策の進展ぶりを展望して見ると、フランスでは最近ラヴァル首相の對獨協調政策がいよゝ軌道にのりつゝあり、佛軍捕虜とフランス技術者の交換條件緩和もその一つである。今回の取極めにより、フランスは技術者二十五萬人をドイツに送ることに、その五分の一なる五萬人の佛軍俘虜は釋放され、同時にそれと同數の二十五萬人の捕虜が、自由なる労働者の地位を獲得する事となつた。しかしてこれと並行して佛國內には、今回強制労働制が發令せられ、全國民に對し強制的に労働を課する權限が政府に與へられた。しかして近く二十歳から二十二歳までの青年が、右の目的のため二年間徵集されることになつたが、これらの青年は三種に分類され、大部分は農夫で、これは現在の職に留まるべく、第二類はフランス國內の農業、工業諸組織に

使用されるべく、最後の第三類のみがドイツに赴き、そこで労働に服するはずである。しかし右の強制労働の實施に關する諸事項を掌るため、事務局がヴィシーに設立された。なほ東部戦線では既にフランス義勇兵が活動してゐる。さらにオランダでも同年二月二十三日オランダ總督ザイス・インカート氏の名をもつて「全動員令」が公布せられた。右はドイツの「全動員令」と同種のもので、これにより總督は労働力の確保、物資の生産および分配につき、あらゆる必要なる手段をとる権限が與へられ、國內の全労働力は専ら軍事的目的に使用されることになつた。

オランダの諸工場は既に一九四〇年以來、専らドイツの軍需注文に應じてゐたが、一九三九年にはオランダには失業者が四十萬もゐたが、現在は一人もゐない。目下ドイツで働いてゐるオランダ人労働者は約三十萬人である。なほオランダの對獨軍事的協力については、二月二十四日のオランダナチス指導者ムツセルト氏の發表によると、同黨の黨員にして武器を擔ひ得るもの、半分以上は、目下東部戦線において義勇兵として活動中であり、今日までに一千以上の戦死と二千の負傷を出した。オランダナチスの現黨員数は十一萬人である。

またノルウェーでは二月二十二日新勞務法が發布され、同國社會省がこの目的達成に必要なと認められる、すべての處置をとる権限を與へられ、さらに商務省は戦時に不必要ならゆる商業施設を閉鎖する権限を與へられた。同國は「全力を勝利のために」とのモットーのもとに、舉國一致對獨協力を邁進してゐる。

このほかドイツと同種の勞務令の發布されたはボヘミア、モラヴィア保護領(二月二十六日發令)ギリシア(二月二十七日で、十六歳より四十五歳までのものがこの適用を受ける)フィンランド(一月二十三日發令、十六歳より五十五歳までの男子が適用を受ける)ブルガリア(二月二十四日發令)ハンガリア(二月二十一日發令)バルト三國(二月二十八日)などである。

また同盟國ではないが、共産主義に對する闘争に重大なる關心をもつスペインも、義勇兵の増派によつて積極的にドイツを援助せんとしつゝある。かくて獨ソ戦は文字通り、ソ聯とヨーロッパ全體との闘争に發展しつゝある。

三、強化された獨逸の皆働體制

獨大使館一等書記官 伯爵 ミルバツハ氏

決戦下獨逸は戦力強化の爲、全國の労働力を全面的に結集するため、最近國防任務に就くべき男女の申告に關する法令を發布したが、この新しい勞務總動員について、駐日獨逸大使館一等書記官伯爵ミルバツハ氏の解説を紹介する。黨大管區指導者兼地方長官たるザウケル勞務配置總監は、去年一月廿七日、ヒトラー總統の特別委囑に基づき「ドイツ國防任務に對する男女申告に關する」諸法令を發布した。これは全世界を席卷しつゝある今次大戰において、ドイツ國民たるものは男女の別なくその全力を、「戦闘し且勤勞する國民協同體のために傾倒せねばならぬ」といふ認識の下に、更に又ドイツ民族の、生活並に必勝の意志を十分に具現せしめようとの目的から發令されたものである。この法令によるとドイツ國土内に居住する、十六歳以上六十五歳までの男子、十七歳以上四十五歳までの女子は、原則として全部その居住地所管の勞務局に申告しなければならぬのである。

嚴重な調査で徵用 ドイツ政府の發令した訓令の一によると、申告書をどの程度まで國防の諸任務に徵用出来るかといふことは、更に詳細な調査によつて確定されるのである。原則として申告義務を免除される者は左の如くである。即ち(1)昨年一月一日現在に於て少くとも週四十八時間の作業をしてゐた男女(2)同調査日において五人以上の従業員を持つてゐた獨立營業者(3)農業を専業とする男女(4)官吏及び從來より戦争遂行に必要な經營に働いてゐた凡ゆる勤勞者

等である。また妊娠中の母親、學齡前の子供十四歳以下の子供二人以上を持つ婦人たちも、子供と同居してゐる限り申告を要しない。

八

各地勞務局は、特にこの任務のために訓練された専門家の手を通じ、申告者の個人的諸關係、殊に從來からしてゐた事柄などを考慮して、彼らを果してどの程度に戦時徴用することが出来るか。一々慎重に調査する。婦人の場合には、家庭の女として又母として、彼女らがどの程度に多忙であるかといふ點まで調査される。このために勞務局は社會的婦人事業に經驗の深い婦人を顧問として採用する。本令によつて申告義務の生じた獨立經營者については、彼らの今まで従事してゐた職業が、戦争または生活に重要な任務を、一般的人民のためにどの程度盡して來たかといふ點が調査される。そして判断に疑問の生じた場合は、當該經濟部門の代表者の意見を徴する。

勞務局によつて徴用可能と認められた者は、國防任務に緊急必要な範圍でだけ徴用を受ける。申告者徴用の順位は、彼らの適正と今までの義務關係如何によつて決定される。この意味から六歳以上の子供一人を持つ妻は、職業上の適性が同様なら一般に子供のない婦人が全部徴用されてしまつてから徴用を受けるのである。

ナチス政府のこの措置は十分に理解され、歡迎されてゐる。政府の決断力は毅然たるところを示し、全國民を感激させた。今や各人は、その職場や徴用箇所、勝利のために身を捧げることが出来るのだといふ、誇らしい自覺により、鋼鐵の如き堅き協力體制に結集され、彼らの絶對的な勝利の意志、勝利の信念は、更に一層強力となり、尨大な精神的餘力を生むに至つたのである。

歩一步と勞務配置 諸茲に特に注目すべきは、ドイツが戦争第四年目になつて、初めて上述の如き全面的勞務徴用の措置に出た事實である。ソ聯ではすでに幾年も前から、何らの假借なく全國民を徴用してゐるし、イギリスでもか

なり以前から勞務動員規則を設けて、ドイツの場合よりも遙かに極端な婦人少年の徴用さへ敢てしてゐる。然るにドイツでは漸く今日になつて、歩一步廣汎な人民層を、組織的な勞務配置につけることとなつたのである。これによつて見ても、ドイツは干戈を交へつゝある本來の戦線への動員以外に、廣大な東部占領地域の組織と經濟開發に多大の人力を要するにも拘らず、尙且多くの勞働餘力を藏してゐることが明瞭に知られる。

今回の全面的勞務徴用が戦線と軍需産業に對する適切な人力の供給を保證し、ドイツの戦力を著しく増大せしめることは疑の餘地がない。ドイツの組織は、各勞働力をその最も適當とする個所に配置するやう萬全の策を講ずるであらう。これらの措置の目標は、歩一步合理的に且伸縮性を加味して遂行され、又被徴用者の願望要求に對しても、大いに考慮が拂はれるであらう。

緊密に前線と結合 ドイツ國民は、勞務配置が益々強化され、又より全體的になればなる程戦争はそれだけ、短期に終結し、勝利はますます確實であるといふ一事を知つてゐる。すべてのドイツ人は、今回の新しい措置によつて、從來よりも一層緊密に前線と結びついてゐることを感じ、大いにその本分をつくすの義務あることを痛感してゐる。

ドイツ國民は、從來とてもボルシェヴィズムに對する鬭争の重荷を大部分負擔して來たが、この度の勞務總動員と一切の銃後生活を總力戰遂行の諸要請に從屬させることにより、今や學國一丸となり、全ヨーロッパをボルシェヴィズムの蹂躪より救出するために盡瘁してゐる。

ヨーロッパのすべての國民は、東部戦線における苛烈な防衛戦により、彼らの免れ得た危險が如何に大きなものであつたかを益々痛切に認識するのである。かくてドイツの國民は、全ヨーロッパ國民の尊敬と理解と感謝とを受ける資格を得たのである。

四、獨逸における勞務管理と勞働條件

陸軍大佐 飯 島 正 義 氏

ドイツの勞働政策は資本主義又は共產主義の何れをも排撃しつゝある國民社會主義政策の核心をなすものとして、今日の強大なるその戦力の基礎となつてゐるが、勞務の管理及び勞働條件の二分野における特異なる點を略述する。

一、勞 務 管 理

一般にドイツにおける各種製作所の勞務管理上、異色ありと認められるものに經營規定、受託委員會及び勞資仲介者の三がある。

一、經營規定 これはわが國における各會社の服務規定の如きものとは、その制定の根據において趣を異にし、國民勞働統制法、換言せば勞働憲章第二十六條の規定に基き、廿名以上の従業員を有する企業において、企業指導者たる社長が制定の上、印刷公布することを要するものにして、少くとも始業終業の時刻、休憩時間、勞務に對する報酬給與の時期及びその態様、休暇に關する規定、母體保護に關する規定、解雇又は辭職告知に關する規定等を制定するを要し、多くの場合社長はこれ等に加ふるに、自己の企業の實情に應じ、勞働條件に關するその他の必要規定を付加して體裁を整へてゐる。その内容は企業指導者が企業を指揮し、企業關係の諸事項を、自己の單獨責任を以て決定するの主義に基き、他會社の模倣を許さず、爲に各社必ずしも一樣でないが、その一例として或る會社の經營規定の綱領の部分を掲げよう。

「前略…この勞資關係の樹立はたゞ各個人の忠誠なる協力、相互の尊敬と理解、全勤勞働の密接なる協同動作、及び特に經營指導者と従業員間の生氣ある一致團結に依りてのみ、目的を達成せらるべきものとす。生産協同體はかくの如くして創立せられたる結果として、各個人には權利と義務とを生じ、これを遵奉するにあらずんば假令努力するとも良好なる成果の獲得は不可能なり、經營指導者は左記義務を有す」

「國民社會主義の精神により、その全力を盡して經營を指導し、常時従業員の福祉を配慮し、資性有能、業務練達、國家及び社會的抗告なく、模範的人間たる後繼者を招致する手段を講じ、好適なる仕事場及び調度並びに實用に適する器具の整備に盡力し、受託委員會の指導者として、受託委員と共に有益にして且つ従業員の模範となる共同動作をなすこと、並びに受託委員相互間の、この種共同動作に常に注意を怠らざること。」

各従業員は左記義務を有す。

「經營指導者に對し生産協同體に基く忠誠を保持し、經營指導者およびその全權委任者の指令を誠實に遵奉し、製作所内における勞働の平和を保護助成し、相互に友愛的舉動により共同動作に對する模範となり、經營規定に所載の諸義務を従順且つ誠實に實行すること」

「若し各人がそれ／＼の職務、地位においてその義務を忠實且つ完全に履行し、個人間の不和を企業内に持ち來すことなく、公益優先なる國家の主義に従ひて、忠良に行動するならば、總統アドルフ・ヒトラーの要望する如く、吾人はわが企業を強力健全且つ能率的ならしむることを得べし、祖國の繁榮は吾人の業績に左右せらるゝものなり。この精神において以下の諸規定が適用せらるゝものとす。云々」

この綱領は最も雄辯に現下のドイツ勞働精神を物語つてゐるが、綱領以下の諸規定に對しては等しく回避性の原則が適用せられ、各條章は従業員に對し法律的拘束力を有するものとされてゐる。従つて企業指導者たる社長の制

定したる諸條章が、適正を缺く場合には、労働管理官がその條章の決定を取り消し、または變更し得るの權限を保留してゐる。労働管理官は労働大臣の監督下に在る國家の官吏にして、労働條件の取締り及び労働の平和確保を主要任務としてゐる。一般にこの種問題を統轄するためには、一般の行政區、ナチスの黨治區または軍管區等の區劃に區分することなく、全國を十七經濟地區に分ち、各地區毎に一名宛労働管理官を任命してゐる。例へばブランデンブルグ經濟地區ではベルリンに、ミツテルエルベ經濟地區ではマグデブルグ市に、それぞれ労働管理官が駐在してゐる。

(二)受託委員會 國民労働統制法の規定するところに基づき、各企業内に設置せられ、勞務に關する相談協議的性質を有するものであり、各製作所毎に従業員の數に應じ、二乃至十名の委員を以て構成せられ、企業目的の發展、社會施設の改善等の見地から、労働能率の増進に關する處置、一般労働條件の樹立及びその實施に關する處置、事故防止に關する處置、生産協同體内の相剋除去、結合強化に關する處置等につき、企業指導者たる社長又はその代理者と相談協議するを任とするものである。

その選出方法及び權能は次の如くである。

- 一、全従業員より無記名投票により選出されるものにして従業員の名譽職とされてゐる。
- 二、勞資仲介者の意を得て社長から任命される。
- 三、任期は一ヶ年である。
- 四、その獨立性を脅かされることはないが、若し人格的にも實務的にも不適任なる者ある時は、労働管理官は隨時これを解職し得るの權限を有す。
- 五、受託委員は企業の資産内容、利潤の使途等企業内部の經濟的事項、及びその他の狀況を知得するため必要とする

資料の提供を、企業指導者たる社長に要求するの法律的權限を有す。

(三)勞資仲介者 これはドイツ労働戦線の推薦に依り、企業指導者たる社長から、各製作所毎に一名宛任命せらるゝもので、同時にナチス黨の最小單位たる工場細胞組織の長を兼ねるを通常としてゐる。企業が多數の製作所を有する場合は、各製作所勞資仲介者の上に、更に企業内に一名の總勞資仲介者を任命する場合がある。

勞資仲介者はドイツ労働戦線の業務代表者として、生産協同體の思想を遵奉實行せしむるの見地において、主として次の二大目的達成のため活動する。

- 一、生産に従事するすべての者をして、固く一體となり協力して作業せしめ、企業家と従業員間の對立を除去し、これにより國民全體並びに各個人の政治及び經濟上の利益を求めること。
- 二、企業家をして従業員の正當なる要求を理解せしめ、従業員には企業の狀態及び能力を理解せしめて、兩者を和解調和せしめ労働の平和を維持すること。

この目的達のため各製作所に或は勞資仲介者の隸下に、宣傳、職業教育、労働保護、青少年、婦人、保健、住宅、慰安、出版、ラジオの各係及び突撃隊長を置いてゐる。

二、労働條件

勞資間紛争の最大原因たる労働條件の解決は、強固なる生産協同體を組織する上において最も重大なる事項にしてドイツ第三帝國においては、實際の労働生活が、生産協同體を中心として實施せらるべきものとする觀念に基づき、労働條件もまた國民労働統制法により、各企業の經營規定により律せらるゝを理想としてゐるが、労働管理官は労働條件を廣範圍に亘り、共通的な規範を以て律するため、賃率規定を制定公布し、企業の經營規定制定の標準たらしめて

る。賃率規定は労働管理官が、労働戦線の加盟者中から選定せられた、専門家委員会(常置機関に非ず)の参集を求め協議の上制定するものであつて、従つて労働管理官の數に應じ、國內に十數種の賃率規定がある。その包含範圍は必ずしも一樣でないが、適用範圍の規定、労働時間と賃金規定、時間外労働及びその手當等に關する規定、請負制において支拂方法に必要な一般的原则、休暇規定等を包含するを通常とし、これ等の規定は労働最低條件として法律的羈絆力を有してゐる。

この労働条件のうち主要なる要素について述べよう。

(一)時給賃金 ▽労働者の分類

- (一)熟練工 熟練工とは少くとも三ヶ年の職業學校教育を受け、且つ職工試験に合格したる者または長く職場にあり、熟練工としての能力十分なりと判定せらるる者を總稱するものにして、熟練工中さらに特殊技能を要する作業に従事する者、伍長(職工試験に合格し、且つ最短二年間實地作業をなし、作業に對し一定の知識を持ち、圖面により作業を進め得、設備について技術的説明をなすことを得、作業命令を書く能力を持ち、且つ配下の者を教へ得る能力ある者を謂ふ)組長に對しては、賃金に一定の割増を認められてゐる。
- (二)普通工 普通工とは少年工に在りては一ヶ年、成年工に在りては半ヶ年の職業教育を受けたる者を謂ひ、運轉手、工場の記録手、守衛等も一ヶ年以上在勤したる者は普通工として取扱はれる。
- (三)補助工 修業期間六ヶ月に滿たざる教育を受けたる者、及び何等技能を有せず、簡単な仕事、例へば部品の運搬機械の油差し等に従事する者を謂ふ。
- (四)自動車その他の運轉手 A級は二年間實地訓練を受け、且つ技能經驗に合格し、機關その他機械の修理をなし

得る者、B級は技能試験に合格しあらざるも、二乃至五年間實地經驗を有するもの、C級は第一種運轉免許狀を有せざる者を謂ふ。

(五)年齢による差別 各企業會社ではそれ〴〵一定の年齢による賃金の差別を認めてゐるが、一例として中部獨逸にある某社の最低賃金表を次に掲げて見よう。

某社最低賃金表

時給(ペニーヒ)	年 齡	熟	普	補	火	起
一四一五				一五		
一五一六				一九		
一六一七		三一	二八	二三		
一七一八		三七	三四	三一		
一八一〇		五四	四八	四四	五一	
二〇二三		四六	五六	五〇	五九	四六
二三以上		六九	六三	五六	六七	六〇

備考 (一)熟は熟練工、普は普通工、補は補助工、火は火夫機關手、起は起重機手(2)女工は夫々當該男工の六三%とし、また夜間作業は毎時七ペニーヒ増。

▽地域による區別 労働管理官の制定する賃率規定は、その擔任地域に適用せらるるものなるを以つて、全國には十七種の規定があるほか、一地域内においても生活費の大小に應じ、さらに數地區に細分し、地方情勢に適應するやう數種の賃金を制定してゐる。殊に都市と地方においては、生活費の關係から相當の懸隔が設けてある。

▽作業別による賃金等級 各種作業を分解して作業等級を付し、その等級の最低及び最高賃金を定むる方式を採用してゐるものもある。この種の賃金制は、労働する従業員に妥當な評價値を付するものであり、仕事に對する能力だけでなく、他の勞友との協同作業能力、及び作業場内の禮儀作法もまた作業等級決定の重要條件とされてゐる。蓋し各従業員の知識と經驗とは、製作所の共有資産にして、これを共同使用する場合初めて價値多く、これがため各人は禮儀をもつて共同奉仕すべきであるとの觀點から出てゐるのである。勿論この場合にも熟練の程度、年齢別による等級が併存するのである。

(一) 出來高拂賃金 これは國家的能率を高め、個人的技能を生かすためのものであるから、この制度の採用により従業員に不幸を齎すことは絶対に避けることになつてをり、左の如き條件の下に採用を許可されてゐる。

(二) 最低賃金は時給の公定賃金以下とならないやうに保證すること。

(三) 作業の性質上出來高拂とせば従業員の健康を害し、生命に危害を及ぼす仕事には適用を禁止すること。

(四) 十六歳以下の少年工及び第一、二年度の養成工には適用を禁止すること。

(五) この制度の基礎賃金は、従業員が普通の作業状態及び條件にて仕事する場合、最低保證時給より一五%高くなる如く決定し、その計算方法は豫め従業員に呈示すること。

(六) 團體請負の場合にありては、豫め各工員の支拂を受くる分前を明かに決定すること。

(七) 月給制 勞銀支拂方法として月給制をも採用されてをり、本制度も時給及び出來高拂制と同様、その營業に従事すると生産に従事するとを問はず、最低賃金を經營規定により制定されてゐるを通常とする。月給従業員の勤怠を監督し、その能力の優劣判定に資すると共に、事務室作業の費用を明確にするため週報告制を採用し、各事務室従業員

員から毎週實施した仕事の種類と、これに使用した時間とを細別記入提出せしめてゐる。設計計算に従事する學歴技術者にも、これを適用してゐるものがある。この種の統計は飛行機設計に要する工数と時間及び費用の關係を明確ならしめ、一會社の設計負擔量と所要技術者数との關係指導、設計試作の實費計算等のため有効とされてゐる。

(八) 休暇規定 休暇制度は人間の感情の機微に觸れた制度で、ナチス勞働政策中の重要な一部をなしてゐる。これがため勞働慰安團(KDF)は莫大なる經費を投じて種々の計畫、行樂地の設備等を実施し、休暇中の労働者をして眞に生きることに幸福を感じしめ、澁刺たる健康を以て製作所へ戻る如く指導されてゐる。一般にすべての従業員は、一年に一回有給休暇を取る權利を有し、賃率規定により定められたる最低休暇日數を標準とし、各企業においてそれ／＼その經營規定にこれを規定公布してゐる。

休暇の實施時期は勿論各人の希望を容るゝも、出來るだけ職業學校の休暇間、ならびにヒトラー青年團(HJ)及び同處女團(BDM)の旅行、或は天幕生活訓練等の機會に實施する如く要望されてをり、若しその休暇が、十日以上の種旅行訓練等の参加に消費せられた時は、年齢の如何に拘らず累計十八日の休暇を付與され、既に十九歳以上の年齢の者と雖も、ヒトラー青年團、同處女團の長としてこの種訓練に参加する者に對しては、同様に十八日の休暇を付與されてゐる。

また年末休暇を實施するため、一年を通じ毎日若干分間宛勞働時間を延長し、クリスマス祭日休暇開始の十二月廿四日から、一月一日まで連続休日とする例があり、或る製作所に於て毎日五分間宛勞働時間を延長してゐるが如きその一例である。(以上)

五、完全に戦力化せる工業労働力の實質

一八

パドリオ傀儡政権の裏切は戦ひの主勢に些かの影響をも與へ得ず、獨軍は時を移さずバルカン駐屯の伊軍二十萬の武装を解除して同方面を泰山の安きに置くとともに、南伊、中伊に於ては反樞軸軍をそこゝに撃破して「歐洲要塞」の強力な實質を遺憾なく發揮した。まさに歐洲大戰勃發五周年、その間依然最後の完勝を確保してゐる獨軍の精強ぶりは、即ちその背後に控へる銃後生産陣の鐵桶の布陣を物語るものである。獨逸の生産力は一九四二年初頭以來、その資源労働力等に於ける幾多の障害を克服して著しく増強されたが、去る六月五日、シュベール軍需相はベルリン・スボルト・パラストに於ける國民大會上の演説で、獨逸軍需生産の最近に於ける發展と現状について極めて注目すべき計數を擧げて説明した。この報告をめぐつて、なほまたミュンヘン商工會議所創立百周年記念式典の席上で行つた獨逸經濟政策に關するフランク經濟相の報告、パツケ國務次官のヨローツパの食糧問題に關する報告、等々をめぐつて、ベルリン各紙上に行はれた幾多の検討、報告發表の總計は、愈々もつて獨逸生産陣の鐵桶の布陣ぶりを物語つてゐる。而もこれを自己の豊富な資源と生産力とを、世界に誇號する反樞軸諸國の實力と比較検討するとき、また一層の興味があるのである。いま諸報告の總體によつて表現された盟邦獨逸の持つ生産力の實情を、特に軍需生産、労働力の二領域を主題として左に紹介してみやう。

四二年初頭の月産量の數倍 獨逸産業は一九四二年初頭以來飛躍的に増強し、一九四三年五月には各部門に亘つて記録的な高度の段階に達して、巨大なる軍需生産に對するヒトラー總統の要請を満たすことが出來た。

即ち一九四二年初頭以來、重戦車、對戦車砲、輕重及び超重砲、輕重各榴彈砲、長距離砲、また手榴彈及び地雷等

凡ゆる種類の彈藥及び飛行機に至るまで、當時の月産量の數倍に達してゐる。獨逸の彈藥生産量は一九四三年五月には、一九四一年の月産平均數の六・三倍となつてをり、言ひ換へれば昨年五月に一九四一年の六ヶ月の生産量よりも多くの彈藥を生産したことになるのだ。特にこの際注目すべきことは、かゝる驚異的な結果を、僅か労働力に於て五パーセント、原料に於て百三十二パーセント、アルミニウムに於てたゞの二パーセントの増加により、反對に銅は五十七パーセントの減少といふ低い條件によつて、達成されたといふことである。詳しく云ふと一九四一年より、現在まで五センチの破甲彈の月産量は、千パーセント上昇し、野戰輕榴彈砲は千三百パーセント、地雷生産量は千九百パーセント増加してゐる。

武器製造部門に於ては三・七センチ口徑砲の生産増加は、一九四一年の月産平均に對し、一九四三年五月には四百パーセント増加してゐる。この際一九四三年以來これに必要とする労働力の數は、僅か四十四パーセント増加したに過ぎず、原料使用量は僅か七十八パーセント増加し、銅の使用量は毎月半數を、アルミニウム使用量は約十分の一に減少した。

續々出撃する注目の虎戦車 更に、獨逸軍需生産は戦車部門に於ても、素晴らしい能率を擧げてゐる。即ち輕重各戦車數は、四倍化され、而も四型戦車及び有名となつた「虎」號戦車に、突撃砲が裝備された。この重戦車の月産數のみでも本年二月から五月までに、百パーセント増加して、この五月には軍隊に一九四一年の月産平均よりも、千二百五十パーセント多く各戦車を補給することが出來た。

右の如き、おそらくあらゆる専門家が、殆ど想像することも出來なかつた巨大な數字は、然し現實のことである。シュベール軍需相は各部門に於ける生産が、かくも記録的な高度の段階に達した原因として次の三點を擧げてゐる。

増産途上の三つの原因 即ち再建設された新しい軍需生産組織が活動を開始し、凡ゆる生産知識や方法に於ける幾多貴重な経験を公開交換したこと、特に一流の獨逸工業指導者が、各優秀工場から任命され、軍部と協力して龐大な建設事業に参加した點。

第二に増大した原料獲得によつて、生産擴充のために必要な原料を十分利用し得たこと、就中占領地域に於ける破壊工場の修理や、新工場の建設によつて、また石炭、鐵、銅、アルミニウム、マグネシウム、クロム、マンガソその他金屬の獲得によつて、現在戦争第四年に於ても、十分賄ひ得るほど生産を増強することが出来た。

同時に多數の資源節約を研究する技師達によつて、最近一年半から二年までに金屬加工に極めて重要な、轉換方法が採用された。これによつて合金屬や、その他の缺乏してゐる金屬の需要を著しく減少せしめ、またかうした成功は特に重要な電力部門に對しても實現されたことである。

最後に生産増強にとつて、最も重要な部門である輸送關係も、一九四二年以來著しく進歩したことである。機關車生産のみでも一九四一年以來三百パーセント以上増強された。

以上概括した有利な諸前提を考へれば、さきに擧げた巨大な數字の現實性が理解されるだらう。こゝにドイツの絶對不敗態勢の基礎があるのである。

戦前既に絶對の工業勞働力 敗戦のさなかにあつて反樞軸諸國が、國民を不合理な戦争へと驅り立てる唯一の手段は生産力資源とともに自己の勞働力の絶對的な優位性樞軸側の劣勢を呼號する點にある。然しこゝに盟邦獨逸をとりあげ、その工業勞働力の實情如何を具體的に比較對照するとき、どんな結果が生ずるだらうか。

今次大戰勃發直前、獨逸は約一千九百萬人の現役工業勞働者を擁してゐた。無論この莫大な工業勞働力は、開戦と

同時に直接的軍需工業に轉換されて、人的資源の貯水池としての役割を演じた事は云ふまでもない。

これに對して英佛の工業勞働力は如何と云ふと、開戦前兩國合計して約一千七百萬程度の工業勞働力を有してゐたに過ぎない。

斯くの如く獨逸は既に開戦前に於て勞働力の點に關しても、亦英佛兩國に優つてゐたのであるが、一九四〇年に至り、イタリアを始めとして、その他數多の高度工業國の勞働力がドイツ側に参加するに及んで、彼我兩國の懸隔は愈々甚だしくなつた。

試みにこれらヨーロッパ各國最近の職業別人口調査による工業勞働者数を列擧すれば左の通りである。

ポーランド領	百二十萬人	ノールウェー	三十萬人
デンマーク	五十萬人	オランダ	百三十萬人
ベルギー	百八十萬人	ルクセンブルグ	十萬人
佛被占領地帯	五百萬人	イタリア	五百二十萬人
アルバニア	十萬人	スロヴァキア	十萬人
ハンガリア	百萬人	ブルガリア	三十萬人
ルーマニア	九十萬人	合計	千七百九十萬人

且つこれに加ふるに一九四〇年末には、ヨーロッパ新秩序ブロックの工業勞働力は、約二倍に増加した。この戦争遂行上必要なる工業勞働力提供の可能性が、飛躍的に増大した事實こそは、一九四〇年に於ける樞軸軍の轉々たる戦果の賜とみなさるべきである。

最近の職業別人口調査に基づけば左記各地の鑛、工業勞働者数は次の通りであつた。

ウンターシュタイエルマルク及びオーベークライン 四十萬人

クロアチア

二十萬人

爾餘の前ユーゴスラヴィア領	四十萬人	ギリシア	十萬人
リトアニア	十萬人	エストニア	十萬人
露領ポーランド	五十萬人	芬 蘭	四十萬人
中央ロシア地方	二百五十萬人	レットランド	二十萬人
計	五百三十萬人		

一九四一年に於ける樞軸軍の史上無比の軍事的成果により、ヨーロッパ新秩序プロックの曠、工業労働力は一躍四千二百萬に激増したのである。かくの如き巨大な数を擁する、ヨーロッパ工業労働者の武器なき大軍隊が、如何に驚くべき生産成績を挙げ得たかは想像に餘りあることであらう。

然し一九四二年に至つて米英兩國は、新たに日本といふ東亞の強大な盟主を迎へるに及んだ。最近のベルリン特電は、開戦後の工業労働力の整備につき次の如き確な叙述を行つてゐる。「日本は世界史に比類なき開戦第一年の赫々たる大戦果について、工業労働力の整備に成功し、最近の調査によれば、日本の工業労働力は約〇〇萬に上つてゐる日本はこの工業労働力を加算すれば、世界新秩序プロック即ち日獨陣營の有する曠、工業労働者数は、實に〇〇萬以上といふ龐大な數に達するのである」これに反し、米英ソの反樞軸陣營が、動員し得る労働力は約三千四百萬に過ぎず、しかも彼らを一層不利ならしむることは、敵側に於ける熟練工と未習練工との割合が、甚だしくかけ離れてゐるといふ事實である。

以上を要約すれば、樞軸側新秩序プロックの有する工業労働力は、開戦當時と比較して現在は實に三倍に増加してをり、敵の夫に比較して約五十パーセント以上凌駕してゐること、特に熟練工及び特殊技術工の數に於ては、樞軸と敵側との差は一層甚だしいといふことである。

さて以上の諸事實は、軍需生産の天文學的數字は、必ずしもルーズヴェルトの専用物でないことを明らかにしてゐる。寧ろこゝに述べた具體的な比較對策は、米英のそれが單なる宣傳的トリックであつて、言葉の眞の意味の體得者は、却つて獨逸側であることを物語つてゐる。反樞軸側のおれこれの謀略、かのバドリオ傀儡政権の裏切行爲は、ヨーロッパ全土に於て、確固たる地歩を築き上げた獨軍に、些かの影響をも與へ得ぬことを、われわれは事實をもつて確信することが出来るのだ。弗の力によつてではなく、優秀な科學と優秀な技術と、そして優秀な民族の魂とがそれを産み出したのである。

六、最近における獨逸生産戰の全貌

ドイツの對米英蘇の武器及び生産戰は益々激烈になつてきた。ドイツは米英蘇殊に米蘇が東になつてかゝつて來る量の嵐に對して、質の上ですぐれてゐるばかりでなく、量の上でも出来るだけ、同等に近い軍需生産を達成するため馬力をかけつゝある。

中小生産組織の動員 この生産戰はドイツにとり必ずしも容易な仕事ではないやうである。周知の如くドイツの形式は、一方で大量生産を出来るだけ擴大すると共に、他方各軍需品の生産過程を一定の計畫の下に、可及的細分しドイツ工業の長所でもあり、短所でもある中小規模の生産組織を擴張することにある。即ち軍需品の綜合的大量仕上げと、部分品の分割大量生産が生産戰に於けるドイツの武器である。

生産轉換の開始 對蘇戰第一年の資材戰の教訓と、更に正式參戰後の米國軍需生産の躍進に鑑み、一九四一年の秋頃ドイツは前記の如き方式で軍需生産の倍増に乗出した、それが愈々緒についたのは一昨年春頃とみてよく、昨年三

月に設立された軍需工業の自治統制機關たる軍需品生産者中央委員會及び軍需資材供給者中央團體が、その出發を端的に物語つてゐる。それ以來ドイツ軍需生産關係者は、官民を擧げて戦時下に於ける軍需生産組織の切替へに努めて來た。この切替の仕事だけに一昨年九一ヶ年を必要としたとしても不思議はなからう。この軍需生産の轉換が略々一段落し、漸次その効果をあげ初めたのは昨年春頃とみてよいであらう。

増産軌道に乗る シュベール軍需相が昨年六月初、軍需生産に關する報告を行つたのは、この種の演説としては開戦以來最初のものであつたと同時に、ドイツ軍需工業の生産組織の切替と、發展による増産策が軌道に乗つたことを示すものであつた。一昨年一ヶ年を通じて新聞雜誌を賑はせたのは、軍需生産の合理化に關する各種の對策をめぐる報道であつたが、それが昨年になつてからは著しく少くなり、その代り軍需生産に實際に携はる官民有力者の、軍需生産組織なり、切替に關する報道が中心になつて來てゐるのは、この間の推移を側面から物語つてゐる。昨年春以來ドイツ軍需工業は、切替へられた生産組織の下に大馬力をかけて増産に努めつゝあるのである。

増産の成果 ドイツ軍需關係方面では、軍需生産の切替へに伴ふ増産が、本當に効果を發揮するのは昨年秋から、恐らく本年春と觀測してゐるやうである。直接の武器生産ではないが、やはり軍需計畫のひとつに加へられてゐる戦時機關車生産は、本年末迄に實現する豫定となつてゐた生産量を、昨年六月末に實現した。これは機關車生産組織の切替に就てとられた、對策の著しい成果を示すものである。同時に一昨年春以來のドイツ軍需生産組織の切替が、全體として最初から昨年春以降、その最大成績をあげるやうに計畫されてゐた事實、並に生産戰の激化のため、計畫達成の速度を、一層速める必要に迫られた事實を明かに示してゐる。

獨戰時經濟の現勢 昨年八月十五日のナチオナル・ツァイトゥング紙が、東部戦線にドイツ軍は、連日のやうに大量

の蘇聯兵器を撃破してゐるが、それでも敵の力は終に終ることがないのではないか、また敵は結局資材の供給で、ドイツに勝つてゐるのではないかとの輿論の疑問に答へ、次のやうに結論してゐる。これは現在のドイツ軍需生産計畫が一〇〇%効果を發揮するには、なほ若干の時期を必要とすることを示唆してゐる。

現在ドイツがとつてゐる防禦的な戰略は、ドイツ軍が現在甚しい大戰を、充分闘ひ抜くことが出来るといふ確信を持ち、さらにそれ以上にこの防禦的作戰の期間に、ドイツの軍需工業の大部分をして、兵器の新造に全力をあげる餘裕を與へ、やがて時期がくれば鐵槌を下すことが出来るといふ見透しをもつて、初めて實行出来るものである。ドイツの戦時經濟は、今正にこのやうな状況にあることを認識しなければならぬ。

生産切替の時期終る 戦時中にこの様な徹底的な生産組織の切替を實現するには、個々の軍需品の生産過重の計畫化、及び生産設備特に工作機械の製作を大規模に行はねばならない。従つてこの切替が、一年前後の短時日でその緒についたのは、非常な成果といはねばならない。又この切替時の際し、軍需生産増加の速度が、或る程度澁滞するものも亦止むを得ない所であらう。一昨年夏から昨年夏にかけての期間が、この様な時期になつてゐたともみられ、昨年秋から漸次この状態を切り抜け、本年春には克服するものと期待されてゐる。たゞ米國の軍需生産が頗る急速度で發展し、一方蘇聯の軍需生産がよく維持された結果、昨年夏までのドイツ軍需工業の生産量において、かなりのハンディキャップをつけられたことは見のがし難い所である。

◎昭和十八年中における本所事業報告書

本所の小事業が各會員各位の有力なる援助と支持とにより、昨十八年中には從來にない發展過程を辿ることを得ましたのは、本所の努力もさること乍ら、關係官民各位の絶大なる指導助長と好意によるものであることは申すまでもありません。こゝに昨年中の事業概況を報告するに當り、厚く御禮を申し上げます。

一、調査事業の概要

本年は時局柄生産力増強方策途上における各般の實情を調査するに努め、特に少年及婦人勞務者保護方策の徹底如何については詳密なる研究調査を行ひ、その若干は本所の別冊資料中において利用記述せり。本所は昨年中これが調査の爲所長楠原祖一郎を左記各地方に出張せしめたり。

北海道、秋田縣、山形縣、栃木縣、埼玉縣、東京都、神奈川縣、長野縣、富山縣、石川縣、京都府、大阪府、兵庫縣、岡山縣、愛媛縣、高知縣、大分縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣及朝鮮、滿洲國北支各地

二、教化活動の概要

本所創立以來の目的たる勞務者教化活動の爲本所長楠原祖一郎は各府縣産業報國會の斡旋並各會員各位の招待に應じ、全國中主要なる五十餘の工場礦山において教化講演を實施し、併せて各事業場幹部並主幹者に對する指導講演又は研究討議及懇談會を行ひたり。

三、資料刊行事業の概要

本所は本年の勤勞者對策中、特に緊急なる諸問題につき、研究調査を行ひたるもの、中これを勤勞保護對策上の事務參考資料として十六分冊に分ちて印刷に付し關係者外全國公共機關中必要なる方面に配付し多大の感謝を受けたり。

本所發行既刊資料目次 (昭和十八年中に發行せる諸資料)

本所各會員各位へは昨年中左記資料が届いてゐる筈でありますから御改め下さい。

- 一、少年勞務者と娛樂場問題に關する一資料
- 二、勞務者月給制度實施事例と可否の意見
- 三、最近我國における勞働保護政策の重點

一月	發行
二月	〃
三月	〃
四月	〃
五月	〃
六月	〃
七月	〃
八月	〃
九月	〃
十月	〃
十一月	〃
十二月	〃

製本控	同第	號
書名	労働政策の諸問題	
著者	楠原祖一郎	
受入	年	月
備考	〃	

967
231

- 一五、我國における女子勞務動員實施概要
- 一六、最近獨逸國における勞働政策の諸問題

一、調査事業の概要

本年は時局柄生産力増強方策途上における各般の實情を調査するに努め、特に少年及婦人勞務者保護方策の徹底如何については詳密なる研究調査を行ひ、その若干は本所の別冊資料中において利用記述せり。本所は昨年中これが調査の爲所長楠原祖一郎を左記各地方に出張せしめたり。

北海道、秋田縣、山形縣、栃木縣、埼玉縣、東京都、神奈川縣、長野縣、富山縣、石川縣、京都府、大阪府、兵庫縣、岡山縣、愛媛縣、高知縣、大分縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣及朝鮮、滿洲國北支各地

二、教化活動の概要

本所創立以來の目的たる勞務者教化活動の爲本所長楠原祖一郎は各府縣産業報國會の幹旋並各會員各位の招待に應じ、全國中主要なる五十餘の工場礦山において教化講演を實施し、併せて各事業場幹部並主幹者に對する指導講演又は研究討議及懇談會を行ひたり。

三、資料刊行事業の概要

本所は本年の勤勞者對策中、特に緊急なる諸問題につき、研究調査を行ひたるもの、中これを勤勞保護對策上の事務參考資料として十六分冊に分ちて印刷に付し關係者外全國公共機關中必要なる方面に配付し多大の感謝を受けたり。

本所發行既刊資料目次 (昭和十八年中に發行せる諸資料)

本所各會員各位へは昨年中左記資料が届いてゐる筈でありますから御改め下さい。

一、少年勞務者と娛樂場問題に關する一資料	一月	發行
二、勞務者月給制度實施事例と可否の意見	二月	〃
三、最近我國における勞働保護政策の重點	三月	〃
四、刑事政策學說と少年不良化問題	三月	〃
五、少年勞働問題の本質とその若干事例について	四月	〃
六、少年の勞働とその犯罪について	四月	〃
七、勞務者住居政策の諸問題	五月	〃
八、新時代に適應する従業員教育施設について	六月	〃
九、滿洲國々民勤勞奉公隊指導及鍊成施設の概要	七月	〃
一〇、北九州主要工場礦山戰時勞務管理の概要(その一)	七月	〃
一一、右 同 書 (その二)	八月	〃
一二、敵國における少年勞働とその保護政策	八月	〃
一三、北海道における朝鮮勞務者協和訓練施設實施の概要	九月	〃
一四、各國における婦人勞務動員實施の概況	十月	〃
一五、我國における女子勞務動員實施概要	十一月	〃
一六、最近獨逸國における勞働政策の諸問題	十二月	〃



